

## 双葉町復興まちづくり計画（第一次）案（素案）への 委員からの書面によるご意見

（原文の通り）

委員氏名	内容
吉田 清己	<p>まちづくり計画素案はとてもいいと思います。他の町村にもひけを取らない計画になっていると思います。今後は計画を早期実現するために県や国に働きかけ、町民の意識を一本化していく事が大切になると思います。学校の再開はなかなか難しいと思いますが、将来をになう子供達の絆の確保は重要です。双葉町を忘れない、あきらめない気持ちを持ち続けて復興につながるようにしていかなければと思います。</p>
泉田 邦彦	<p>双葉町復興まちづくり計画（第一次）（素案）について 今回の意見書では、私自身が茨城大学大学院修士課程で歴史学（日本中世史）を専攻しているということ、民間の文化財保全団体である茨城史料ネットの事務局として歴史資料の救済・保全活動を実施していること、これらの経験に基づき、主に「④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承」について意見を述べていく。また、・昨年の10月以降、私は個人的に双葉町・浪江町両竹地区に在住していた住民の避難先住居を訪ね、両竹地区の地名・伝承等に関わる情報の聞き取り調査を始めた（調査の対象は、地名、屋号や生業、地区に伝わってきた伝承や民俗行事といった無形資料、協力者自身の戦争体験・震災体験等についてである）ので、そこから得た知見も適宜述べていく。</p> <p>（1）歴史・伝統・文化の記録</p> <p>○行政の所在未把握資料への対応をどうするのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・双葉町の歴史を復元するには、双葉町に関する史料を読み解かなければならない。</li> <li>・歴史資料というのは、戦国時代や江戸時代の資料だけを指すのではなく、ある地域の歴史を語るものすべてが歴史資料である。そのため、明治・大正・昭和に限らず、平成の資料も歴史資料であり、これらの点を踏まえた上で対応を考えていく必要がある。</li> <li>・つまり、双葉町の現在までの歩みを示すものすべてが双葉町にとっては歴史資料なのであって、双葉町の歴史を記録する事業を行うのであれば、個人所蔵の歴史資料の救済・保全活動もあらかじめ視野に入れて動いていく必要がある。</li> <li>・ただ、おそらくは住民も行政も上記のような視点では、歴史資料を捉えていないように思う。今後住民を対象に「歴史資料とは何か」をしっかりと認識してもらった上で、悉皆的な資料の</li> </ul>

泉田 邦彦  
(続き)

所在把握調査から始める必要があるのではないか。

○地名や伝承等を含んだ無形文化財への対応を

・無形文化財に関しては、神楽や祭礼といった民俗行事ばかりが議論の対象となっているが、コミュニティが崩壊している現状では、双葉町における震災以前の日常生活の中に当たり前に存在していた些細な情報ですら、失われてしまう情報である。これについても記録する対象にすべきだと思う。

・昭和一ケタ生まれ（70代後半以上）の方であれば、行政の把握していない、小字より小さい規模の地名（いわゆる俗称地名）を知っている場合がある。例えば、両竹地区には「両竹館」という中世城館跡が存在するが、その周辺で「タテ」、「トジョウ」という俗称地名を聞くことができた。これらは「館」と「外城（もしくは登城）」であると考え、現行地名で中世城館跡を示すものとして、小字の「的場」が確認できる。これらのように、現地で生活していたからこそ伝わってきた貴重な情報が、東日本大震災を機に失われようとしているのである。

・また、昭和一ケタ生まれの方は、自身が戦争を経験しており、その証言を記録することで、より多彩な各地区における戦争の実態を明らかにすることにもなる。

・他にも記録の対象とすべきものとして、震災以前にはすでに廃れて失われてしまっていた民俗行事を挙げておく。例えば、両竹地区に関しては「獅子舞神楽」、「火振り」といった民俗行事は震災以前にはすでに行われなくなっていた。こういった場合も、しっかり記録していく必要がある。

○大字ごとの記録から双葉町を復元する

・歴史等を記録していく際に、「町」全体をはじめから対象とするのではなく、「大字」というより小さなまとまりから情報を積み上げていき、その集積から町全体を復元するべきだと思う。

・その理由としては、大字が中世以来の村の単位に相当し、公には大字ごとにまとめて把握されていたからである。また、近代のある時期までは、現在の大字が一つの村として存在していたため、地区ごとに村の村社があり、それを中心に祭礼を行っていたこともあり、地区が変われば祭礼や行事も異なる。そのため、歴史等を記録する際、大字ごとに実施してく方が実態に即しており効率的であり、より細かく記録することが可能となると考える。

・大字ごとに歴史をまとめる取り組みは、阪神・淡路大震災で甚大な被害を蒙った兵庫県小野市において、地元の小野市立好

泉田 邦彦  
(続き)

古館と神戸大学が連携しを中心に行われている事例があり、この事例は双葉町の場合も参考になるのではないかと思います。

### (2) 歴史・伝統・文化の継承

○公教育の中で子供たちに継承していく

・双葉町の歴史や文化を継承していく際に、まず考えなければいけないのは、誰がそれを継承していくのかということだろう。仮に30年後(実際にこの数字に信憑性があるのかは判断しかねるが、一つの指針として掲げた)、双葉町に帰還することになったとしたならば、私は50代になっており、親世代は80代後半ということになる。

・上記のような状況になれば、おそらく今後双葉町の歴史や文化を継承する主体となるのは自分たちの世代やその下の世代になると思われる。

・本気で町の歴史や文化を継承していくつもりがあるならば、子供(今後生まれてくる世代も含む)に対して、双葉町の歴史や文化について学ぶ機会をつくり、それらを継承していく体制を構築することが必要となるだろう。その役割は、町立の学校が公教育の中で担うことが適していると思う。

・また、歴史等を継承していくためには、現在の『双葉町史』よりも具体的な双葉町の歴史像を提示していくことも必要である。

### (3) 記録・継承事業への要望

○大学・博物館・他町村との連携

・双葉町の歴史等を記録・継承していく作業は、もちろん町民が主体となって行うべきだと考えるが、町の間人だけでは到底担えるようなものではない。

・福島大学や東北大学、東北学院大学など近隣の大学で歴史学や民俗学を専門としている研究者、福島県歴史資料館や福島県立博物館といった専門機関、富岡町をはじめとした近隣の市町村と連携しながら事業を進めていく体制にする方がより望ましいと思う。

(参考) 前回の委員会において委員から書面で提出のあったご意見

(原文の通り)

委員氏名	内容
岩元 喜一	<p>環境省では、中間貯蔵施設を平成 27 年度には、供用開始すると言っている。中間貯蔵施設の調査を受け入れれば、建設は確実となり、最終処分場となってしまう恐れがある。(六ヶ所村がいい例である) 大熊・楡葉・双葉が中間貯蔵施設を受け入れなければ、おそらくどこの町村も引き受けないと思いますし、復興計画は一步も前に進みません。従って、現状では国の基本計画通り、双葉町は受け入れざるを得なくなると思います。但し、最終処分場を決めていただくのが前提です。このことを踏まえ、次のことを提案します。</p> <p>①復興計画は、双葉町が存続する限り永久に残る資料となります。従って、あいまいな表現にしないで、具体的に、且つ、町民が納得できるように作成すべきと思います。</p> <p>②復興計画は、中間貯蔵施設を受け入れることを前提に作成すべきと思います。</p> <p>③帰還に当たっての条件で、除染は年間被ばく線量が 1 mSv 以下を目指すとありますが、1 mSv 以下では、ハードルが高く永久に帰還できなくなるのではないのでしょうか。この辺は、少し柔軟に考えてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>④つまり、5 年～10 年程度で帰還できるとなれば、復興住宅で待っている町民も多少はおるものの、1 mSv がネックとなり、帰還が 10 年超となった場合は、町の復興を待たず、住居を確保する町民が増えるものと思われまます。従って、帰還の時期は町民に正確に明示した方がいいと思います。</p> <p>⑤分散して仮の町を整備するといっておりますが、仮の町でなく復興住宅と置き換えてはどうでしょうか。</p> <p>⑥もし、1 カ所に仮の町を整備するなら、いわき市を希望する町民が大多数ですが、私は同じ双葉郡の広野町あるいは楡葉町を視野に検討してはどうかと思います。その方が、現実的で実現が可能と思います。その際は、早めに方針を決めていただき、町民に周知した方がいいと思います。</p>
大橋 庸一	<p>別紙のとおり、提案いたします。</p> <p>・計画案作成にあたっての基本原則</p> <p>「復興まちづくり計画案」の作成にあたっては、「町民の思いや覚悟、提案をふまえた復興計画を！」という考え方のもとに、昨年 8 月から開催された「7000 人の復興会議」で、延べ 1,110</p>

大橋 庸一  
(続き)

名の町民から寄せられた 6,563 件の「町民の声」を組み込むことに努めるとともに、町の行政として「町民の声」を実現するために果たさなければならない「役割課題」を明確に設定する。

・「町民の声」を組み込んだ「復興まちづくり計画」の骨格に対する提案

■「2つの前提課題」

復興まちづくり委員会の基本方針である「帰還目標の設定、仮の町の整備」の問題を考える前提として、「復興の主役である町民を守る」という視点から、次の2つの課題に対する取り組み方を明確にする。

1. 避難生活の万全のケアを！

「仮の町」への移住や自立まで避難生活の長期化が予想される中、行政として取りくむべき町民の生活、健康等へのケア上の課題を盛り込む。

2. 損害賠償に決着を！

自立、生活再建に向けて、「お金の問題」、「気持ちの上でのフンゲリの問題」が不可欠。正当な相当額の損害賠償の請求問題に決着をつけるため、行政として近隣の被災自治体と一体となって、東電には「これまでの賠償支払い事例」の開示を求め、国には「賠償支払い指針」の見直しを交渉すべきであること、さらに個々の被災者に対しては、きめ細かい賠償請求支援を行うべきであることを盛り込む。

■町民の自立・生活再建への「3つの道筋づくり」

町民が思い思いに覚悟している将来の自立・生活再建への3つの道筋について、被災自治体としての主体的な道筋づくり構想をもとに、近隣の自治体と一体となって、国に対して、「福島復興再生基本方針」に基づいた、それぞれの道筋づくりに対する法的、人的、財源的措置を迫るといった基本的考え方を明確にする。

1. 「仮の町」の整備

町民がまとまって落ち着いて暮らせる住まい重視の「仮の町」づくりを！

(1) 避難先の生活環境になれず、安定した仕事にもつげず、精神的にも肉体的にも経済的にも疲弊し、望郷の念に駆られ、無念さと絶望に苦しんでいる町民のために、一日も早く、皆がまとまって落ち着いて暮らせる住環境を重視した「仮の町」をつくらなければならないという基本的考え方を明確にする。

(2) 町民が希望する地に、町主導で「仮の町」をつくるための調査・構想づくりを担当するプロジェクトチームを早期に立ち上

大橋 庸一  
(続き)

げるべきであることを盛り込む。

(3) 専門部会で討議してきた「仕事、教育、医療・福祉、情報の共有とコミュニティづくり、語り継ぎたい双葉町の暮らし、残したい双葉町の歴史・文化」については、「仮の町」を運営していく上での実行課題として位置づける。

## 2. 「帰還目標」の設定

町の低線量地域にも「仮の町」をつくり、復興の拠点に！

(1) 町民が町への帰還を望むなら、「町として自前の除染、『復旧・復興への工程表』を持たなければならない」、さらに「国の除染施策に厳しく関与し、諦めないで辛抱強く、避難指示解除準備区域の拡大、『仮の町づくり』の可能性を追求して行かなければならない」という基本的考え方を明確にする。

(2) 「町への帰還は、復興に向けた拠点づくりからはじまる」という基本的考え方を明確にし、避難指示解除準備区域の拡大、拠点としての「仮の町づくり」に向けて、除染を中心に次の課題に取り組むべきであることを盛り込む。

- ① 町内の線量モニタリングシステムの整備
- ② 町としての帰還線量基準のオーソライズ
- ③ 町としての区域再編計画案の作成
- ④ 町としての除染全体計画の作成

(3) 中間貯蔵施設の受け入れについて、被災自治体全体として住民の意向を重視したまとまった結論を出す必要があるという見解を盛り込む。

(4) 福島県浜通りの復興という視点から、被災自治体は一体となって共通の「フタバ ニュータウンづくり構想」を検討する必要があるという見解を盛り込む。

## 3. 「町に決別」、「仮の町」もいないという町民に対して

他の地で自立・生活再建をめざす被災者への支援

(1) 「町は高線量で、事故も収束していない、とても帰れる町ではない」、「仮の町もいない」という町民に対して、「町から避難する権利、町には住まない自由」を認めなければならないという基本的考え方を明確にする。

(2) 近隣被災自治体と一体となって、被災者がそれぞれの地で生活するために必要な「住まいの補償要求問題」に関する調査研究組織を立ち上げるべきであることを盛り込む。

(3) 国に対して、被災自治体と一体となって、独自に生活再建の道を歩む町民を応援する「融資制度」の設立を働きかけるべきであることを盛り込む。